

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年2月9日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）
【会社名】	株式会社松屋フーズホールディングス
【英訳名】	MATSUYA FOODS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瓦葺 一利
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町1丁目14番5号
【電話番号】	0422-38-1121（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 丹沢 紀一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町1丁目14番5号
【電話番号】	0422-38-1121（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 丹沢 紀一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期連結 累計期間	第47期 第3四半期連結 累計期間	第46期
会計期間	自令和2年4月1日 至令和2年12月31日	自令和3年4月1日 至令和3年12月31日	自令和2年4月1日 至令和3年3月31日
売上高 (千円)	71,130,855	70,345,801	94,410,893
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△763,380	5,154,932	33,474
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純 損失 (△) (千円)	△1,866,932	2,593,818	△2,376,212
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△1,866,609	2,585,008	△2,373,691
純資産額 (千円)	40,629,055	42,085,356	40,121,513
総資産額 (千円)	74,332,245	75,575,900	74,545,624
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	△97.97	136.12	△124.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当 期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.7	55.7	53.8

回次	第46期 第3四半期連結 会計期間	第47期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自令和2年10月1日 至令和2年12月31日	自令和3年10月1日 至令和3年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	34.87	94.61

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、1株当たり四半期 (当期) 純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績

当第3四半期連結累計期間は、緊急事態宣言が解除され、経済活動の回復の兆しがみえ始めたものの、政府及び自治体からの前年以上の営業自粛要請等もあり、厳しい経営環境となりました。また、オミクロン株の感染拡大の懸念等、依然として今後の先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「各店舗へのアルコールの設置」「従業員の健康チェックと手洗いの徹底」「店内消毒の徹底」「マスクの着用」「換気システムによる店内の換気を常時実施」等の感染防止対策を全国の店舗で実施するとともに、食のインフラとしての責務を果たすべく、以下のような諸施策を推進し、業容の拡大と充実に取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、牛めし業態25店舗、とんかつ業態4店舗、その他業態3店舗の合計32店舗を出店いたしました。一方で、直営の牛めし業態7店舗、とんかつ業態7店舗、その他業態3店舗の合計17店舗につきましては撤退いたしました。したがって、当第3四半期連結会計期間末の店舗数はF C店を含め、1,207店舗（うちF C 5店舗、海外12店舗）となりました。この業態別内訳としては、複合化によるとんかつ業態からの牛めし業態への業態変更3店舗を実施し、牛めし業態974店舗、とんかつ業態191店舗、鮎業態10店舗、その他の業態32店舗となっております。

新規出店を除く設備投資につきましては、121店舗の改装（全面改装2店舗、一部改装119店舗）を実施した他、工場生産設備などに投資を行ってまいりました。

商品販売及び販売促進策につきましては、当第3四半期連結会計期間に、「ボロネーゼハンバーグ定食」を皮切りに「スーパクレ」「カットステーキ定食」「プレート牛めしシリーズ」として新メニューを販売、定番メニューでは期間限定で豚焼肉定食増量キャンペーンを実施いたしました。また新たな顧客層獲得のためにTVCMの実施、人気アニメ「すみっコぐらし」とのコラボレーション企画他、宅配手数料無料キャンペーン、松弁ネット「20%ポイント還元キャンペーン」等を実施いたしました。

これらの取り組みの結果、当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

①財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は755億75百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億30百万円増加いたしました。このうち、流動資産は249億13百万円となり、原材料及び貯蔵品が32億86百万円増加した一方、未収入金等その他が20億24百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ13億10百万円増加いたしました。また、固定資産は506億62百万円となり、新規出店や改装実施、工場生産設備などへの投資による有形固定資産が7億66百万円増加した一方、繰延税金資産の7億4百万円減少、敷金及び保証金の4億37百万円減少等によって、前連結会計年度末に比べ2億80百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における負債は334億90百万円となり、リース債務の3億56百万円増加等があった一方、賞与の支払い、借入金の返済による減少等によって前連結会計年度末に比べ9億33百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は420億85百万円となり、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末に比べ19億63百万円増加となりました。自己資本比率は前連結会計年度末の53.8%から55.7%と改善しております。

②経営成績

売上高につきましては、既存店売上が前年同期比98.3%と前年を下回り、703億45百万円となりました。

売上原価につきましては、原材料費の高騰等により、原価率が前年同期の33.8%から34.8%となりました。販売費及び一般管理費につきましては、売上高に対する比率が前年同期の67.5%から68.8%となりました。なお、当社において重視すべき指標と認識しているF Lコスト（売上原価と人件費の合計。FOODとLABORに係るコスト）の売上高比は、前年同期の68.6%から68.4%へと改善いたしました。

以上の結果、営業損失は25億1百万円（前年同期は営業損失9億3百万円）、経常利益は51億54百万円（前年同期は経常損失7億63百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億93百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失18億66百万円）となりました。

なお、当社グループにおいては、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、第2四半期連結会計期間において重要な変更を行っております。なお、詳細におきましては、第4【経理の状況】[注記事項]（追加情報）に記載のとおりであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は4百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （令和3年12月31日）	提出日現在発行数（株） （令和4年2月9日）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,063,968	19,063,968	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数100株
計	19,063,968	19,063,968	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日	—	19,063,968	—	6,655,932	—	6,963,144

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

令和3年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 8,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,037,500	190,375	—
単元未満株式	普通株式 18,368	—	—
発行済株式総数	19,063,968	—	—
総株主の議決権	—	190,375	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、1,300株含まれております。
また、「議決権の数（個）」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

②【自己株式等】

令和3年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
株式会社松屋フーズ ホールディングス	東京都武蔵野市中町1丁目14番5号	8,100	—	8,100	0.04
計	—	8,100	—	8,100	0.04

（注）当第3四半期末日現在における自己株式数は、8,140株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,691,494	12,922,167
受取手形及び売掛金	2,123,130	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	2,706,917
商品及び製品	754,520	988,598
原材料及び貯蔵品	3,908,718	7,195,338
その他	3,124,856	1,100,317
流動資産合計	23,602,720	24,913,338
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,743,998	19,243,291
機械装置及び運搬具（純額）	2,772,304	2,853,642
工具、器具及び備品（純額）	2,208,390	2,216,119
リース資産（純額）	627,289	952,395
土地	9,341,954	9,344,454
建設仮勘定	337,809	188,526
有形固定資産合計	34,031,747	34,798,429
無形固定資産		
ソフトウェア	391,783	364,741
その他	52,586	93,405
無形固定資産合計	444,370	458,147
投資その他の資産		
投資有価証券	72,137	89,699
敷金及び保証金	11,875,177	11,437,512
長期前払費用	369,573	342,659
店舗賃借仮勘定	※1 112,021	※1 194,979
繰延税金資産	3,044,128	2,339,160
投資不動産（純額）	188,327	184,627
その他	814,926	826,640
貸倒引当金	△9,506	△9,295
投資その他の資産合計	16,466,786	15,405,984
固定資産合計	50,942,904	50,662,561
資産合計	74,545,624	75,575,900

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,441,520	2,514,238
短期借入金	4,182,908	4,100,000
1年内返済予定の長期借入金	3,364,364	3,213,791
未払金	4,015,710	4,804,658
リース債務	238,607	249,349
未払法人税等	431,632	1,283,639
賞与引当金	1,222,235	674,964
その他	1,091,162	1,234,068
流動負債合計	16,988,140	18,074,709
固定負債		
長期借入金	14,161,140	11,718,830
役員退職慰労引当金	567,800	567,800
リース債務	442,961	789,072
資産除去債務	2,109,238	2,186,465
繰延税金負債	6,115	3,836
その他	148,713	149,829
固定負債合計	17,435,970	15,415,834
負債合計	34,424,111	33,490,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,655,932	6,655,932
資本剰余金	6,963,229	6,963,229
利益剰余金	26,584,954	28,558,589
自己株式	△17,015	△17,998
株主資本合計	40,187,100	42,159,752
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	931	1,032
為替換算調整勘定	△66,518	△75,429
その他の包括利益累計額合計	△65,586	△74,396
純資産合計	40,121,513	42,085,356
負債純資産合計	74,545,624	75,575,900

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	71,130,855	70,345,801
売上原価	24,024,170	24,496,298
売上総利益	47,106,684	45,849,502
販売費及び一般管理費	48,010,632	48,350,744
営業損失(△)	△903,947	△2,501,242
営業外収益		
受取利息	13,943	12,250
受取配当金	1,575	1,569
受取賃貸料	145,658	146,135
助成金等収入	—	7,386,083
その他	246,376	336,719
営業外収益合計	407,552	7,882,758
営業外費用		
支払利息	64,243	60,189
賃貸費用	147,639	144,191
その他	55,101	22,202
営業外費用合計	266,984	226,583
経常利益又は経常損失(△)	△763,380	5,154,932
特別利益		
固定資産売却益	1,811	1,210
受取補償金	30,909	—
収用補償金	70,475	—
固定資産受贈益	—	6,759
債務免除益	—	63,115
その他	13,953	556
特別利益合計	117,149	71,642
特別損失		
固定資産除却損	9,447	32,225
店舗閉鎖損失	41,712	37,359
固定資産売却損	458	1,323
減損損失	1,653,907	314,785
その他	150	4,750
特別損失合計	1,705,675	390,444
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,351,906	4,836,130
法人税、住民税及び事業税	613,497	1,453,515
法人税等調整額	△1,098,472	788,795
法人税等合計	△484,974	2,242,311
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,866,932	2,593,818
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,866,932	2,593,818

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,866,932	2,593,818
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△144	100
為替換算調整勘定	467	△8,910
その他の包括利益合計	322	△8,810
四半期包括利益	△1,866,609	2,585,008
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,866,609	2,585,008
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 令和2年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

（会計上の見積りの不確実性に関する事項について）

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、政府による緊急事態宣言解除後に経済活動の回復の兆しが見え始めたものの、オミクロン株の感染拡大により、依然として今後の先行きは不透明な状況にあり、新型コロナウイルス感染症発生前の売上高水準への回復には、時間を要すると見込んでおります。これにより、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りにおける仮定を、令和5年度に向けて徐々に売上高の回復に向かう仮定に変更しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症回避のための取組みを全国の店舗で継続するとともに、新商品の販売等の販売促進活動の強化による店内売上高の回復、及びテイクアウト需要に対応したお弁当販売の強化等により、売上高の回復を目指してまいります。同時に、コスト構造改革を推し進め、改善を図ってまいります。

当社グループは、固定資産の減損損失の算定等の会計上の見積りにおいて、上述の仮定を基に見積りを行っております。

（四半期連結貸借対照表関係）

※1 主に新店出店のための敷金及び保証金等で開店前の店舗に関するもの、並びにこれらと同様の取引で店舗事務所等に関するものであります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
	千円	千円
減価償却費	3,060,598	2,840,712

（株主資本等関係）

I 前第3四半期連結累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日）
配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月29日 定時株主総会	普通株式	228,674	12	令和2年3月31日	令和2年6月30日	利益剰余金
令和2年11月4日 取締役会	普通株式	228,674	12	令和2年9月30日	令和2年12月8日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日）
配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	228,673	12	令和3年3月31日	令和3年6月25日	利益剰余金
令和3年11月4日 取締役会	普通株式	228,669	12	令和3年9月30日	令和3年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自令和2年4月1日 至令和2年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自令和3年4月1日 至令和3年12月31日）

当社グループにおいては、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日
直営店舗売上高	66,736,003
外部販売売上高	3,387,540
その他	222,257
顧客との契約から生じる収益	70,345,801
その他の収益	—
外部顧客への売上高	70,345,801

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）	△97円97銭	136円12銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（△）（千円）	△1,866,932	2,593,818
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（△）（千円）	△1,866,932	2,593,818
普通株式の期中平均株式数（千株）	19,056	19,055

(注) 当第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

令和3年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………228,669千円

(ロ) 1株当たりの配当金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………令和3年12月9日

(注) 令和3年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年2月8日

株式会社松屋フーズホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 泰 司 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萬 政 広 印
--------------------	-------	---------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋フーズホールディングスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋フーズホールディングス及び連結子会社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。